

令和7年度日本大学大学院法務研究科 入学試験

第2期 [既修者]論文式試験

出題趣旨・採点基準

1 憲法

【出題趣旨】

本問は、日本テレビ事件決定（最高裁判所平成元年1月30日第二小法廷決定、刑集43巻1号19頁）を素材として作成したものであり、報道機関に取材資料の提出が求められた具体的事案を素材として、報道の自由及び取材の自由の意義、内容及び保障の根拠に関する基本的知識の正確な理解及びそれを具体的事案において使うことができる事案解決能力を測定しようとするものである。

【採点基準】

自由権に関する事例問題が出題された場合、まず、憲法上の権利が制約されていることを確認し、つぎに、判例及び学説に関する正確な理解と検討に基づいて問題を解くための判断枠組みを構築し、そして事案の内容に即した個別的・具体的な検討を行わなければならない。そして、判断枠組みを構築する際、先例となる最高裁判決を正確に理解した上で、それを踏まえて論述することが必要である。本問において先例となるのは、博多駅事件決定（最高裁判所昭和44年11月26日大法廷決定、刑集23巻11号1490頁）、日本テレビ事件決定及びTBS事件決定（最高裁判所平成2年7月9日第二小法廷決定、刑集44巻5号421頁）であり、本問では、まず、上記判決が示した判断枠組みを踏まえて、報道機関の取材結果に対する差押えの可否を判断する枠組みを定立することが求められる。そして、つぎに、上記の判断枠組みに基づいて事案の個別的・具体的な検討を行わなければならない。そこで、答案の評価は、報道の自由及び取材の自由に関する解釈論について正確に理解しているかどうか、及び、具体的な事案を的確に分析し、説得力のある論述ができるかどうかによって決せられることになる。報道の自由及び取材の自由の保障について、判例を踏まえて論じている答案、捜査機関が報道機関に取材資料の提出を求めることが取材の自由の制約となることを論じている答案、判例を踏まえて報道機関の取材結果に対する差押えの可否を判断する枠組みを定立している答案、判断枠組みを定立する際に当該判断枠組みを採る理由を述べている答案に高い評価を与えた。また、事案の検討に際して、問題文から適切に事実を引用し、捜査の対象である犯罪の性質、内容、軽重等及び差し押えるべき取材結果の証拠としての価値、ひいては適正迅速な捜査を遂げるための必要性和、取材結果を証拠として押収されることによって報道機関の報道の自由が妨げられる程度及び将来の取材の自由が受ける影響その他諸般の事情を具体的に比較衡量している答案に高い評価を与えた。

## 2 民法

### 【出題趣旨】

不動産物権変動の対抗要件となる登記の効力、背信的悪意者の取扱い、背信的悪意者からの転得者の地位についての理解を問う問題である。対抗要件としての登記に関する基本的な知識が問われるとともに、設例の具体的な事実を分析検討して的確に適用して説明することが求められる。

〔設問1〕は、登記が不動産物権変動の対抗要件であることが、実際の紛争においてどのような形で問題となるかということの理解を問うものである。

〔設問2〕は、背信的悪意者が民法177条にいう第三者に当たらないことの理解を問うとともに、どのような事情があれば背信的悪意者と認められるかということの理解を問うものである。

〔設問3〕は、背信的悪意者からの転得者は、自身が背信的悪意者と評価されるのでない限り、民法177条にいう第三者に当たることの理解を問うものである。

### 【採点基準】

民法177条について基本的な理解ができているかどうかを重視して採点するが、説得的な論述や論理的思考力に裏打ちされた論述に対しては高い評価を与えるものとする。【配点合計は100点】

#### 〔設問1〕 配点【20点】

1 「登記を備えていなければ所有者としての権利行使はできず、所有権に基づく引渡請求は認められない」という趣旨の主張をすることが書けていれば10点を与える。

2 以上に加え、権利抗弁である登記欠缺の抗弁の主張が的確に書けているなど、記述内容に応じて10点を上限として加点する。

#### 〔設問2〕 配点【40点】

1 背信的悪意者は民法177条にいう第三者に当たらないということが書けていれば15点を与える。

2 Xの背信性を基礎付ける事情として、XがAから売買を原因とする所有権移転登記を受けた理由が、XのYに対する個人的な恨みやあわよくばYから金員の支払を受けようという考えであること、XがAから時価の10分の1の値段で買い受けて所有権移転登記を受け、Yに時価の半分程度の金員を支払えばXからYに所有権移転登記をしてもよいと申し入れたことなどを的確に指摘できていれば15点を与える。

3 以上に加え、結論と理由付けがしっかりしており、また、論理が明確であるもの、書きぶりの良い答案については、その内容に応じて10点を上限として加点する。

#### 〔設問3〕 配点【40点】

1 背信的悪意者からの転得者は、自身が背信的悪意者と評価されるのでない限り、民

法 177 条にいう第三者に当たるということが書けていれば 15 点を与える。

2 その理由付けとして、AX 間の売買自体が無効を来すものではなく、P は無権利者から本件土地を買い受けたことにはならないこと、背信的悪意者として民法 177 条にいう第三者から排除されるかどうかは、P と Y との間で相対的に判断されるべき事柄であることが書けていれば 15 点を与える。

3 以上に加え、結論と理由付けがしっかりしており、また、論理が明確であるもの、書きぶりの良い答案については、その内容に応じて 10 点を上限として加点する。

### 3 刑法

#### 【出題趣旨】

刑法上の重要論点である事後強盗罪における窃盗の機会の継続性に関する著名な判例である最判決平成 16 年 12 月 10 日(刑集 58 巻 9 号 1047 頁)を題材として、具体的な事案の検討を通じて、窃盗の機会の継続性についての理解度を問う問題である。具体的には、財物を窃取した犯人が、犯行場所から離れた後、再び犯行場所に戻ったという事案における事後強盗罪の成否等について、事案を的確に分析して、自説から矛盾なく論じることが求められる。

#### 【採点基準】

刑法についての基本的な理解の有無を重視するほか、論理的な思考に裏付けられた論述に対しては、高評価を与えることとする。

第 1 「窃盗」(238 条)に該当すること(配点 20 点)

第 2 窃盗の機会の継続性(配点 50 点)

- ・窃盗の機会の継続性に関する規範と、それを導く理由
- ・当てはめ(時間的・場所的隔離など)

第 3 ナイフを示した行為について(配点 20 点)

- ・「暴行」(208 条)、「脅迫」(222 条)の意義
- ・当てはめ

第 4 罪数(配点 10 点)

以 上